

立川市斎場指定管理者候補者の選定について

答 申

平成 26 年 7 月 23 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

平成 26 年 7 月 11 日付立福総第 593 号により、立川市長から、立川市斎場における指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者とした旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査をすすめた結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市斎場については、下記団体が指定管理者候補者として妥当であると判断いたしました。

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名及び主たる事務所の所在地
立川市斎場 立川市羽衣町三丁目 20 番 23 号	公益社団法人 立川市シルバー人材センター 立川市柴崎町一丁目 17 番 7 号

2 審査会日時

日 時	議事内容
平成 26 年 7 月 11 日（金） 午後 6 時～午後 8 時 15 分	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問及び特命理由の説明・ 事業者選定の経緯・事業・仕様書等の説明・ 質疑応答・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 質疑応答（事業者）・ 協議及び採点・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、3 人の委員が斎場の現地視察を行いました。

3 審査の経過

市より、公募によらず、公益社団法人立川市シルバー人材センターを特命で指定管理者とする理由、つまり、①同法人は、サービスの質を落とさず、毎年指定管理料の削減を行ってきたこと、②市評価委員会の評価や利用者アンケート等に示されているとおり、葬祭

事業者として、良好な施設管理・運営を行っていること、③市の掲げる「高齢者の働く場確保の支援策」として、今後も同法人を支援していく必要があること、④他市にない特殊な事業である市営葬儀は、同法人により他と比較し安価に葬儀が提供されることで実施されており、これを政策的に継続していく必要があること、などの説明がありました。

さらに、施設の概要、事業の概要、仕様書等について、市から説明を受けた後、市に対して質疑を行いました。

ここでは、他自治体の斎場及び市営葬儀の運営形態、利用料の詳細、前年度の利用実績、年間に亡くなる方の人数に占める市営葬儀利用者の割合、料理等の発注先などについての質疑がありました。

その後、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、支払配分金とは何か、資金収支計算書の解釈の仕方、ご遺体を扱う際の職員の衛生管理、高齢者の働く場としてどの程度の時間数を提供しているかとそれに対する満足度、事業従事者の増によるワークシェアの展開、すぐに利用できない待機者への対応などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、④効果的かつ効率的な管理運営がなされるか、などの視点から協議を行いました。

その際、特命理由に合致している、向上改善への努力が見られる、指定管理料については精査の余地がある、などの意見がありました。

4 付帯意見

審査の過程で次のような付帯意見が出されました。市は、これらに留意し、本施設の管理・運営が円滑になされるよう望みます。

○ 利用者の声等に配慮して、適正な運営を心掛けてもらいたい。

5 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 岡 本 三 彦	大学教授
	(副会長) 駕 海 量 良	公認会計士
	坂 井 聖	税理士
	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	横 幕 玲 子	公募
	宮 本 直 樹	公募